

(仮称) 荒川区子どもの権利条例(案)に関するパブリック・コメントの実施結果について

- 1 意見募集期間：令和4年12月1日(木)～12月14日(水)
- 2 閲覧場所：議会事務局窓口、情報提供コーナー、区ホームページ
- 3 意見提出件数：97件(個人：103名、団体：13団体)
提出方法別
メール：87件、FAX：8件、郵送：1件、持参：1件

4 意見の内訳

項目	件数
条例全般に関する意見	45件
前文に関する意見	7件
目的(第1条)に関する意見	1件
言葉の意味(第2条)に関する意見	19件
基本理念(第3条)に関する意見	7件
子どもの権利(第4条)に関する意見	5件
保護者の役割(第5条)に関する意見	2件
区民の役割(第6条)に関する意見	4件
育ち学ぶ施設の役割(第7条)に関する意見	5件
区の役割(第8条)に関する意見	6件
子どもの意見等の表明および参加(第9条)に関する意見	1件
子どもの権利を守るための取組(第10条)に関する意見	1件
条文の追加等に関する意見	9件
施策への提言等に関する意見	45件
要望・希望	20件
その他	5件
合計	182件

5 意見の取り扱い

取り扱い	件数
条例案に反映する	11件
既に盛り込んでいる	23件
意見・要望としてお聞きする	148件
合計	182件

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
1	条例全般	条例の策定に賛同する。	<p>本条例は、子どもが一人の人間として大切にされ、権利の主体として尊重されるとともに、大人たちの役割を定めることにより、荒川区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としたものです。</p> <p>条例制定を契機として、子どもの権利に関する理解や認識を広げ、子どもの夢や希望をはぐくみ笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、議会としても取り組んでまいります。</p>	
2	条例全般	条例案の作成に感謝する。		
3	条例全般	条例が制定され、一層の子どもの成長を支援する方針が出されることに敬意を表する。		
4	条例全般	条例の作成は大変意義が大きく、今後荒川区の子ども達にとって大変重要な意味を持つものである。		
5	条例全般	これまでの枠組みの中では適切なサポートにつなげられないことがあったが、この条例の話を知り、子どもたちをめぐる状況の改善につながると感じ、大変期待している。		
6	条例全般	子どもの権利について、適切な周知や方針が共有されないために、正しく権利行使ができない環境にある子どもも少なくない状況の中、このように子どもの権利について明文化されることは、有意義な取り組みであると思う。		
7	条例全般	この条例により、子どもが親の付属ではなく、1人の人間として扱われるようになるよう求める。		
8	条例全般	子どもたちは「社会の役に立つ」ために存在するわけではなく、役に立つかどうかにかかわらず、一人ひとりが大切にされるべきである。この条例を通して、すべての子どもが尊重される社会を作ることが望む。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
9	条例全般	<p>条例は必要ないと思う。従前からの法律で対応可能であり、細分化し何にでも「権利」という言葉を付けることで、逆に差別につながりかねない。</p> <p>誰も反対できないような文章が並ぶが、子ども、成人ともに新たに明文化する必要はなく、子どもと親が対立する懸念がある。</p> <p>子どもの意見を取り入れなければならなくなるが、子どもに権利を与えて不都合になることはないか疑問である。</p>	<p>子どもの権利は与えるものではなく、生まれながらにして全ての子どもが持っているものと考えます。</p> <p>本条例は、子どもが権利を持つ主体であり、その権利が大切にされるということを明文化することによって、区全体でそれを共有し、子どもの健やかな成長を支えていくために必要な条例であり、子どもと親の対立を生むものになるとは考えておりません。</p>	
10	条例全般	<p>条例が制定されることは評価すべきと考えるが、個人情報の壁にどう対応するのか、育ち学ぶ施設で子どもの成長と発達に配慮した支援態勢が整えられるか等不安材料がある。</p> <p>条例を実効性のあるものにしてほしい。</p>	<p>条例の実効性を高めるため、条例の周知・啓発や、内容を推進していくための必要な取り組み等について、今後も検討が進められるよう、議会として働きかけてまいります。</p>	
11	条例全般	<p>より実効性の高い条例が作られることを希望する。</p>		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
12	条例全般	<p>素案は「理念的な概念」で書かれており、具体的にどう整備されるのかが記載されていない。条例とは、具体的にどう進み、どこの機関で、起きた問題を解決するのかの明示が必要だと考える。</p> <p>理念的な条例ではなく、より問題解決に向けた条例にしてほしい。</p>	<p>本条例は、子どもが一人の人間として大切にされるとともに、子どもの権利が大切に守られるということを区全体で共有していくための理念条例です。</p>	
13	条例全般	<p>条例制定はよいことと思うが、素案には具体的な施策やその計画などの記載がなく、このまま制定されるのには疑問を感じる。</p>	<p>計画の策定を含めた個別の施策については、本条例制定後、別途検討が進められるよう、議会として働きかけてまいります。</p>	
14	条例全般	<p>素案を具体化するために、推進計画（行動計画等）の策定が必要だと考える。特に子供の権利保障のために状況を検証する機関として、権利委員会の設置・検証・答申などに対する措置等やそれらを受けて、区の施策を推進することが必要である。</p>	<p>施策や計画の策定についていただいたご意見は、今後の施策等の参考とさせていただきます。</p>	
15	条例全般	<p>素案では区が主語になっている部分が少なく、区として権利保障に取り組むという姿勢が弱いと感じられる。区がこの条例を施策の基本とし、行政の責務として子どもたちの権利保障に積極的に取り組んでいくことや率先して推進することを明記してほしい。</p>	<p>子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指して、本条例の精神に基づき、子どもの権利が積極的に保障されるよう、議会としても取り組んでまいります。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
16	条例全般	子どもが主体であることを全体的にわかるようにされると更に良いと思う。	子どもの権利条約の精神に基づき、子どもが権利を持つ主体として、その権利が保障されるよう、議会としても取組んでまいります。	
17	条例全般	条例は、子どもは保護される対象というニュアンスが強く、子どもが自ら、自分らしく成長していく、というような主体性の部分が少し弱いと感じる。		
18	条例全般	子どもの権利主体性の部分が弱い。大人は保護する責任があるという部分が強く、子どもが主体なのだということが少し弱いように感じた。子どもの権利主体性が認められているところが子どもの権利条約以降の重要な部分となるので、その内容にかかるボリューム感は大事。その辺をご配慮いただければと思う。		
19	条例全般	この条例が制定されたときには、子どもたちにも読めて、わかりやすい、希望の持てる内容と文章での制定を望む。	子どもにもわかりやすい表現を心がけていますが、条例の対象としては大人や区も含まれるため、現状の表現としております。 今後、本条例の周知用として、ふりがなを付けたものを作成する予定です。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
20	条例全般	家庭環境によらず、子どもは皆、同等の教育や医療などを受ける権利があるということを、大人だけでなく、幼稚園、保育園、学校現場で教えて、子どもにもしっかり周知させてほしい。	子どもの権利についてや本条例制定後の周知・啓発は重要であると考えております。 いただいたご意見を参考にしながら、効果的な方策について、今後検討が進められるよう、議会として働きかけてまいります。	
21	条例全般	権利学習は全ての人に必要であり、普及に努力すべきである。		
22	条例全般	「子どもの権利条約」を、幼児・小学校・中学校・高校に授業の中で、年齢に合わせて丁寧に教えていく事が重要である。そのために、保育士や教員の学習会を実施してほしい。また、保護者の方にも学習する機会を持つべきである。		
23	条例全般	突然に素案が提出されたように思えるが、条例の作成にあたって、子どもたちの意見を聴くことは欠くことのできないものである。子どもを含めて区民と幅広く議論しながら案を作っていくことにより、子どもが権利の主体であるということを子ども自身が自覚し、大人や区の立場もはっきりとしたものになる。現状の問題点を明確にし、誰一人取り残さないことへの土台作りをすることにより、実効性のある子どもの権利条約ができると思う。	今回のパブリック・コメントの実施に先立ち、条例の当事者となる、区立小学校の児童(6年生)及び区立中学校の生徒(3年生)を対象に条例素案についてのアンケートや意見の募集を行いました。 また、本パブリック・コメントの実施にあたっては、区内の高等学校等にもご案内し、周知を図り、幅広くご意見を伺いました。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
24	条例全般	条例を制定すること自体を急ぐのではなく、条例の内容に子どもたちの声が十分に反映されるよう、ワークショップや子ども会議などを行なってほしい。作成過程自体が子どもたちにとって学びの場となり、荒川区の一員であることの自覚の場となるような取り組みを行ってほしい。	今回のパブリック・コメントの実施に先立ち、条例の当事者となる、区立小学校の児童(6年生)及び区立中学校の生徒(3年生)を対象に条例素案についてのアンケートや意見の募集を行いました。	
25	条例全般	子どもに関わる条例を制定する際には、条例に子どもの意見をどう反映させていくか、プロセスが大切。	また、本パブリック・コメントの実施にあたっては、区内の高等学校等にもご案内し、周知を図り、幅広くご意見を伺いました。	
26	条例全般	パブリックコメントの形だと子どもからはあまり意見があがってこないのではないか。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
27	条例全般	低年齢の子ども、障害児、マイノリティの子どもなど、様々な立場にある子どもの意見を聞くことが大切なのではないか。また、荒川区民だけでなく、他区から遊びに来る子どもの意見はどう反映していくか。	<p>本パブリック・コメントは区議会が作成した条例素案について様々な立場の方々から広くご意見を伺うために実施しているものです。</p> <p>実施にあたっては、区内の小中学校、高等学校等へもご案内し、周知を図り、幅広くご意見を伺いました。</p>	
28	条例全般	条例の制定を急ぐばかりでなく、さらに議論を深め、子どもたちや保護者、施設や居場所等の運営者・関係団体等への聞き取り調査や説明は欠かせないものとする。また、先行する自治体の条例との比較検討を重ね、区が責任を持って子どもの権利を守ることができる条例を提案・制定してほしい。		
29	条例全般	安易に条例を早く作ろうとせずに、障がいを持った子どもや、外国籍の子供たちや保護者の意見を聞く機会を設け、条例制定のための専門委員会の設立が必要と考える。		
30	条例全般	園長会、校長会、学童など、全ての子どもに関わる教員や支援者でさらに議論し、今年度の成立ではなく、じっくり時間をかけてほしい。		
31	条例全般	文教・子育て支援委員会にオンブズマン制度の導入を希望する。実際に現場で子どもと関わる人の声を聴いてほしい。そして、議員の方は区内の子どもの居場所に見学に来てほしい。		
32	条例全般	子どもの貧困状況、学校の校則、ヤングケアラー、学校におけるいじめ、進学について、家庭での虐待など、荒川区の子どもの状況をもっと具体的に調査し、その現状についての分析を行って、対策を立てるべきと考える。	<p>いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
33	条例全般	大切な子どもたちにとって、とても素敵な条例だと思う。荒川区には、日本国籍のみならず、色々な国の方が多く在住されている。その子どもたち全てが、同じ大切な子どもたちである。国籍や学校を問わず、全ての子どもが学びたい事を平等に学べる権利が欲しい。そのためにも、条例の文章を曖昧にせず、「国籍や学校問わず」と言ったはっきりとした明確な言葉を入れてほしい。		
34	条例全般	前文にある通り、この子供達は一人の人間として大切にされ、未来への大きな可能性をもつ、かけがえのない存在である。荒川区が、「朝鮮学校だから」という「壁」の隔たりをなくし子供の夢・笑顔・希望に満ち溢れた区の実現を切に願う。	本条例は、子どもの権利条約の理念に基づき作成されており、全ての子どもが含まれています。	
35	条例全般	すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、子どもの権利条約に定めるすべての権利が保障されなければならない。 これを念頭に荒川区は、荒川区の子どもがこれらのすべての権利を侵害されることのないよう取り組んで欲しい。この、荒川区の子どもに、当然に朝鮮学校へ通う子どもも含まれていると信じ、すべての権利が侵害されないよう守ってほしい。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
36	条例全般	この条例は朝鮮学校に通う子供達が公立学校に通う子供達と同じ支援を受けられる素敵な条例だと思う。条例の文章を曖昧にせず、「国籍や学校問わず」と言ったはっきりとした明確な言葉を入れてほしい。	本条例は、子どもの権利条約の理念に基づき作成されており、全ての子どもが含まれています。	
37	条例全般	朝鮮学校に通う子供達にも、学びたい事を学べる権利が欲しい。この条例は朝鮮学校に通う子供達が公立学校に通う子供達と同じように支援を受けられるようになる素敵な条例だと思う。そのためにも、条例の文章を曖昧にせず、「国籍や学校問わず」といった明確な言葉を入れてほしい。		
38	条例全般	この条例が、日本国籍の子どもだけでなく、条例で定義されている通り、すべての「荒川区で住み、学び、遊び、働く」子どもたちに適用されるのであれば、大変素晴らしい条例だと思う。		
39	条例全般	「高校無償化」「幼保無償化」から朝鮮学校だけが除外されている状況にあるが、朝鮮学校に通う子どもやその保護者を「子ども」「全ての子ども」「区民」として認めていただき、この素晴らしい条例の対象として欲しいと切に願う。 上記の問題が解決されないと第3条(2)や第4条(2)などいたるところで矛盾が生じてしまう。 荒川区が率先して差別なく「全ての子ども」たちを守る条例を施行してくれるよう熱望する。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
40	条例全般	<p>このような条例ができることは、とても素晴らしいことだと思った。特に「すべての子どもが差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されること」という文言には、在日朝鮮、韓国人の子ども達も含まれるものと思ってやまない。</p> <p>昨今の緊迫した情勢の中でも、荒川区がこのような取り組みを率先して行うことに賛同する。全ての子どもたちの権利が守られることを強く願っている。</p>	<p>本条例は、子どもの権利条約の理念に基づき作成されており、全ての子どもが含まれています。</p>	
41	条例全般	<p>今回の条例によって荒川区内の子ども達の学べる環境が作られたら子ども達にとって本当に嬉しい事である。朝鮮第一初中級学校もぜひ一緒の環境と条件で適用される事を願っている。</p>		
42	条例全般	<p>朝鮮学校に通う子どもたちも、かけがえのない存在であり、同じ権利を持って生まれてきたはずである。真の意味での「全ての子ども」の権利が尊重される、子供の夢・希望・笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指してくれることを切に願う。</p>		
43	条例全般	<p>条例の内容は素晴らしく、朝鮮学校に通う子どもやコリアンだけのことなく、区内の全ての子どもに適応されるべき権利を確認するものである。今回の条例が、中身のあるものになるよう、期待している。</p>		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
 提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
 既に盛り込んでいる
 意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
44	条例全般	第8条の4項や第3条の内容が、「荒川区で学ぶ子ども」に遵守されれば非常に望ましいことだと思う。条例を作ることそのものよりも、いかにその条例を守っていくか、真摯に実行できるか、というところが大切だと思う。	本条例は、子どもの権利条約の理念に基づき作成されており、全ての子どもが含まれています。	
45	条例全般	この条例が施行されれば、本当に朝鮮学校に通う子供たちにも平等な支援を受けられるのか、疑問である。この条例が形だけの条例にならない事を切に願っている。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
46	前文	<p>より区の地域性に即したものにするとともに、子どもの目線に立った政策の推進を位置づける等の修正を加えてほしい。</p> <p>【追記・修正案】 (前文) 子どもは、一人の人間として大切にされ、未来への大きな可能性を秘めた、かけがえのない存在です。 子どもは、あらゆる場面において尊重され、権利の主体として誰もが等しく、命が守られ、医療や教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができ、暴力や虐待、搾取や有害な労働等から守られ、自由に意見を表現し、仲間を作ることができる権利を持っています。 荒川区には、国籍など多様な子どもが暮らしています。また、荒川区には「下町」の深い絆で結ばれ、多様性を認め合う地域力があります。 子どもを守り健やかに育む荒川区として、これからも将来に渡り、区が中心となって誰一人取り残されることなくすべての子どもが尊重されるよう、子どもの目線にたった政策を推進していかなければなりません。 子どもの夢・希望・笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、この条例を制定します。</p>	<p>荒川区の地域性を表すため、その特徴と言える「下町」の深い絆で結ばれた地域力や、区民の笑顔が集い、親しまれている施設である、あらかわ遊園やゆいの森あらかわについて前文に加えたものです。 条例の内容を進めていくための政策の推進等については、条例制定後も検討が進められるよう、議会として働きかけてまいります。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
47	前文	<p>すべての子どもの権利保障を強調するよう修正してほしい。</p> <p>【修正・追記例】 (前文) 第4段落のみ 子どもを守り健やかに育む荒川区として、これからも将来に渡り、区が中心となってすべての子どもが尊重される中で共生することができるよう努め、子どもと大人がパートナーとなって共に育ちながら明るい未来を創っていかねばなりません。</p>	<p>子どもの権利保障や権利を大切にすること等については、条例全体に盛り込み表現しております。</p>	
48	前文	<p>こどもの権利条約が国連で採択されていること、このこどもの権利条約の精神に基づいた条例であることを前文に明記してほしい。</p>	<p>本条例は、子どもの権利条約に基づいて作成されており、子どもが一人の人間として大切にされ、権利の主体として尊重されるとともに、あらかわ区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としております。</p>	
49	前文	<p>こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)の精神に基づいて、だれ一人取り残さず、子どもの権利を保障するための条例であることを、前文と第一条に明記してほしい。</p>	<p>条例制定後、条例の趣旨についても適切な周知・啓発がなされるよう、議会としても取り組んでまいります。</p>	
50	前文	<p>「仲間を作ることができる権利」という表現の「仲間」は狭く解釈され、誤解を招きかねないので、「参加する権利」という表現にしてほしい。</p>	<p>子どもにもわかりやすい表現で条文を作成しているため、このような表現になっております。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
51	前文	前文9行目 「将来に渡り」「将来にわたり」と、「わたり」は平仮名で表記した方が適切ではないか。「渡る」は海を渡るなど空間移動で使われることが、本来の使われ方であるため。	ご意見を踏まえ、次のとおり条文を修正します。 (前文) (略) 子どもを守り健やかにはぐくむ荒川区として、これからも将来にわたり、私たち大人が協力し合って、様々な問題を解決し、子どもとともに明るい未来を創っていかなければなりません。 (略)	
52	前文	前文12行目 「子どもの夢・希望・笑顔」 3つを横並びにせず、「子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた」の方がよいのではないか。笑顔は具象名詞だが、夢・希望は抽象名詞のため。	ご意見を踏まえ、次のとおり条文を修正します。 (前文) (略) 子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、この条例を制定します。 (目的) 第1条 この条例は、子どもの権利を保障し、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者及び区の役割を定めることにより、子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、荒川区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
53	目的 (第1条)	<p>条例の目的が子どもの権利保障であるという点を明確に示すとともに、保護者・区民に対する区の連携・支援を追記し、区の施策として子どもの権利保障を行うことを明確にしてほしい。</p> <p>【修正・追記例】 (前文) 第5段落のみ 子どもの夢・希望・笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、区の施策の基本方針を定めるため、この条例を制定します。 (目的) 第1条 この条例は、子どもの権利に係る保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者の役割及び区の責務を定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。 (区の責務) 第8条 区は、あらゆる環境の整備を通じて子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。</p>	<p>子どもの権利保障や権利を大切にすること等については、条例全体に盛り込んでおります。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
54	言葉の意味 (第2条)	<p>条例を新たに設け施行する事は大変素晴らしい事だと思う。条例での「子ども」には、在日朝鮮韓国人も含まれていると思うが、現状は東京朝鮮第一初中級学校と付属幼稚園に対して教育行政において差別がある。</p> <p>条例制定を機に朝鮮学校と幼稚園が、区立学校と同等の権利を受けれるように、条例の第2条に「国籍や学校問わず」と明確にしてほしい。</p>	<p>本条例は、子どもの権利条約の理念に基づき作成されており、「子ども」には全ての子どもが含まれています。</p>	
55	言葉の意味 (第2条)	<p>「子ども」「全ての子ども」という表現の中には朝鮮学校に通う子どもたちも含まれているか。</p>		
56	言葉の意味 (第2条)	<p>第2条の「子ども」には、外国籍の子どもたちも含まれているか。第3条にある通り、全ての子どもが、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されることを願っている。</p>		
57	言葉の意味 (第2条)	<p>条例の目的や基本理念などの内容については申し分ないと思うが、子供の定義に「国籍を問わない」という文言を付け加えてほしい。</p>		
58	言葉の意味 (第2条)	<p>祖父母や叔父・叔母、保育士、幼稚園や学校の先生、見回り隊の人たち、習い事の先生などは保護者に近い役割を担っていることがあり、素案では保護者の定義が狭すぎると思う。保護者と区民の間に準保護者的な枠があっても良いと考える。</p>	<p>いただいたご意見で挙げられた方たちは、素案では「保護者」や「区民」、「育ち学ぶ施設」の中に含めておりません。</p>	
59	言葉の意味 (第2条)	<p>「保護者」の定義の中に祖父母を含む親類縁者を入れると良いと考える。</p>		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
60	言葉の意味 (第2条)	第2条(3)「区民」の定義について「活動する人」というのは少しわかりにくくはないか。	本条例は「荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、遊んだり、働いたりする」全ての人を対象となっています。	
61	言葉の意味 (第2条)	「区民」という表現にも朝鮮学校に通う子どもはもちろんその保護者たちも含まれているのか。		
62	言葉の意味 (第2条)	「育ち学ぶ施設」の定義に、公的な施設とあわせて、子どもの育ちを支える地域住民・ボランティアが取り組んでいる子どもの居場所を追記してほしい。	子どもが育ち、遊び、学んだり、活動したりするために利用する施設の中に子どもの居場所等も含まれています。 また、第2条(3)で区民を「荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、働いたりする等、荒川区内で生活し、又は活動する人、団体及び事業者のこと」と定義しており、ここにも子どもの居場所等が含まれています。	
63	言葉の意味 (第2条)	第2条(4)について 「育ち学ぶ施設」とは「保育所、幼稚園、学校等」とあるが、近年、区内には「認定こども園」も誕生している。「学校等」とあるので、読み込んでいるとも解釈できるが、「幼稚園」は「学校」であり、「保育所」と区別して表記されていることを踏まえると、「保育所、幼稚園、認定こども園、学校等」と表記した方が、丁寧かつ現状に即した条文になるのではないか。	様々な保育施設は第2条第4項の「等」で読み込んでいると考えます。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
64	言葉の意味 (第2条)	条例の内容はとても素晴らしいと思う。 第2条(4)に「育ち学ぶ施設」には、各種学校である朝鮮学校や、その他の外国人学校、学童や養護施設等、子供たちが活動しているすべての施設が条例に含まれているものと確信している。	本条例は、子どもが育ち、遊び、学んだり、活動したりするために利用する全ての施設が対象となっています。	
65	言葉の意味 (第2条)	第2条(4)の「育ち学ぶ施設」に民族教育を行う外国人学校、各種学校も含めてほしい。		
66	言葉の意味 (第2条)	「育ち学ぶ施設」に朝鮮学校も含めてほしい。国籍、人種、民族、隔てなく差別のない社会を望む。		
67	言葉の意味 (第2条)	条例の内容はとても素晴らしい。 第2条(4)に「育ち学ぶ施設」には各種学校である朝鮮学校や、その他の外国人学校、学童や養護施設等、子供たちが活動しているすべての施設が条例に含まれているものと確信している。		
68	言葉の意味 (第2条)	在日朝鮮人が日本に住む事になった歴史的な経緯や今日まで日本に住みながら受けた差別の歴史等を振り返ると、条例第2条(4)に朝鮮学校も含まれる事を明確に明記してほしい。		
69	言葉の意味 (第2条)	本条例に記載される、「幼稚園」「学校」「全ての子どもたち」に、朝鮮学校に通う子どもたちも含むよう求める。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
70	言葉の意味 (第2条)	この条例の枠組みに朝鮮学校は含まれず、学校選択により排除されるとすれば元も子もないと考える。日本の公立や私立学校に通っていれば享受できる権利が、学校選択により受けられないとすれば、子供にとって平等に享受できる権利と言えるだろうか。荒川区に存在する子どもが、例外なく条例で語られる権利を享受できることをお願いしたい。	本条例は、子どもが育ち、遊び、学んだり、活動したりするために利用する全ての施設が対象となっています。	
71	言葉の意味 (第2条)	「育ち学ぶ施設」の中にも朝鮮学校とその幼稚班は含まれているのか。		
72	言葉の意味 (第2条)	条例の目的、教育基本法の目標を達成するには教育において格差や差別などがあってはならない。以上の理由から荒川区子ども権利条例の「育ち学ぶ施設」に各種学校を含めることを提起する。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
73	基本理念 (第3条)	現状や実態として、子どもの権利がどのようになっているのか、総論を入れることはできないか。 また、「優先して考える」とは、どのようなことを言うのか。	子どもの現状や実態は、個々により様々であると考えられます。この条例制定を契機として、子どもの権利に関する理解や認識が広がることを目指してまいります。 また、子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えることと認識しております。	
74	基本理念 (第3条)	今、何のためにこの条例をつくるのか、その目的として「児童の権利に関する条約」の理念を記載してほしい。	本条例素案は、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)に基づき作成したものであり、基本理念は、子どもの権利条約の4つの原則に基づいたものとしております。	
75	基本理念 (第3条)	基本理念、とりわけ差別については明確な内容表示をしてほしい。	差別にも様々な差別が想定されますが、あらゆる差別を受けないものとして前文等に記載しております。	
76	基本理念 (第3条)	第3条(2)における「全ての子供たち」とは、人種や国籍、肌の色にかかわらず、荒川区に居住または、区内に通学する全ての子供たちだと切に願っている。		
77	基本理念 (第3条)	第3条(2)の「すべての子供」には人種、国籍に隔てなく荒川区に住むすべての子供たちという意味を込めてほしい。		
78	基本理念 (第3条)	第3条の「全ての子ども」には朝鮮学校の子供も含まれているか。高校無償化の時もそうだが、朝鮮学校の子供たちは全ての条例から除外されている状況にある。この現状は差別としか言いようがない。 区は条例に則って、これからの朝鮮学校の学生を含む、全ての子どもたちを平等に扱い条例を制定してほしい。	本条例は、子どもの権利条約の理念に基づき作成されており、荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、遊んだり、働いたりする全ての子どもが含まれていません。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
 提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
 既に盛り込んでいる
 意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
79	基本理念 (第3条)	第3条(2)における「すべての子供たち」の中に朝鮮学校に通う子どもたちも含まれる事も明確に明記してほしい。	本条例は、子どもの権利条約の理念に基づき作成されており、荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、遊んだり、働いたりする全ての子どもが含まれています。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
80	子どもの権利 (第4条)	「子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人を大切にします。」という条項は子ども・大人を問わず行動の中で配慮すべき事で大切にしていかなければと思う。	引き続きすべての子ども・大人が権利を守り、守られるよう区としても取組がなされるよう、議会として働きかけてまいります。	
81	子どもの権利 (第4条)	子どもの権利については、生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利 以上の言葉で明確に表示してほしい。	本条例の第4条は、子どもの権利条約に示されている4つの権利を定めるもので、その趣旨を含んでいます。	
82	子どもの権利 (第4条)	第4条(1)について 本項は「生きる権利」を規定している箇所であるが、『児童の権利に関する条約』が重視している「住む場所や食べ物があり」といった、「健康保持」以前に重要となる「生命維持」に関する表記がない。第4条(2)に「生活への支援」とあり、ここに「住む場所や食べ物があり」といった「生命維持」に関する権利が含まれているとも読み取れるが、第4条(2)は「育つ権利」の規定であろう。よって、第4条(1)に「住む場所や食べ物があり」と文言の挿入を希望したい。区内でもひとり親家庭を中心に子どもの貧困が問題となっているだけに、「生きる権利」として、具体的に「住む場所や食べ物があり」との表記が必要であろう。	ご意見にある通り、「住む場所や食べ物がある」といった具体的なことについては、第4条(2)「生活への支援」に含まれています。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
83	子どもの権利 (第4条)	<p>第4条(2)について</p> <p>本項は「育つ権利」を規定している箇所であるが、「持って生まれた能力を十分に伸ばして育つ」上で、「適切な教育」を受けることが権利として表記されている。ただ、「適切な教育」のみでは「勉強する機会」の保障のみを想定しがちである。しかし、子ども、特に乳幼児期や学童期においては「遊び」も「持って生まれた能力を十分に伸ばして育つ」上で重要となる。よって、遊びを重視する「保育」も含めた表記、具体的には「適切な保育・教育」といった加筆をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり条文を修正します。</p> <p>第4条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、特に次に定める権利が大切に守られます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 適切な<u>保育と</u>教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること。</p> <p>(略)</p>	
84	子どもの権利 (第4条)	<p>第4条 「子どもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、特に次に定める権利が大切に守られます」は文章として語呂がよくない。「あらゆる場面で権利が守られます。特に、次に定める権利が大切にされます。」のように一度言い切ってしまう方がよいのではないか。</p>	<p>条例の条文は一文とすることが通例と考えています。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
85	保護者の役割 (第5条)	<p>保護者は子育てにおける「第一義的責任」を持つものと修正するとともに、保護者が子育てに関して支援を受ける事のできる権利と、保護者に対する区の支援について追記してほしい。</p> <p>【修正・追記例】 (保護者の役割) 第5条 保護者は、子育てについて第一義的責任を持つものとして、子どもの権利が守られ、子どもが健やかに育つように努めます。</p> <p>2 保護者は、家庭で安心して子育てをし、子どもの権利を守っていくために必要な支援を受けることができます。</p> <p>3 区は、保護者が子育ての役割を果たすことのできるよう、必要な支援に努めます。</p>	<p>保護者が、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有することは「児童の権利に関する条約」にも定められており、本条例においても同じく考えております。保護者に対する区の支援等については、引き続き充実が図られるよう、議会としても取組んでまいります。</p>	
86	保護者の役割 (第5条)	<p>第5条 「子どもの権利が守られ」「子どもの権利を守り」と能動形で表現した方が適切ではないか。保護者の役割として主体としてとらえやすくするため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり条文を修正します。</p> <p>第5条 保護者は、子育てについて責任を持つものとして、必要な支援を受けながら、子どもの権利を守り、子どもが健やかに育つように努めます。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
87	区民の役割 (第6条)	保護者と区民を区別する理由についても明確にしてほしい。今の文面では、保護者の役割と区民の役割の違いがわかりにくい。	「保護者」は直接子どもを養育するもの、「区民」は地域全体で協力し、子どもの権利を守っていくものとして役割が分かれています。	
88	区民の役割 (第6条)	区民の役割のなかで、公共の場におけるルールやマナーの遵守について触れてほしい。第2項の「安全に安心して過ごすことができるまちづくり」に含まれるのかもしれないが、伝わりにくい。 歩きタバコによる受動喫煙、自転車の暴走による子どもの死傷事故、わいせつ行為など、基本的なルールやマナーが守られないことにより子どもが被害者となる事例が多発している。	本条例では私たち大人が協力し合っ て、様々な問題を解決し、子どもが安心して暮らすことができる荒川区の実現を目指しております。 個別具体的な事例への対応については、各所管で検討が進められるよう、議会として働きかけてまいります。	
89	区民の役割 (第6条)	「区民」で一括りにせず、「子どもの居場所」の役割や権利を認めてほしい。	第2条の中で「区民」は、「荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、働いたりする等、荒川区内で生活し、又は活動する人、団体及び事業者のこと」と、広い範囲で捉えており、子どもの居場所についてもその中に含まれています。	
90	区民の役割 (第6条)	第6条の「地域全体で育てようと試みる子どもたち」の中に朝鮮学校に通う子どもたちも含まれる事を明確に明記してほしい。	本条例は、子どもの権利条約の理念に基づき作成されており、全ての子どもが含まれています。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
91	育ち学ぶ施設の役割 (第7条)	実効性を確保するために、施設利用時に共同利用規定に同意させた上で個人情報各施設とシェアできるようにするなど、具体的な取り組みを期待する。	個人情報については、慎重に取り扱う必要があります。いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	
92	育ち学ぶ施設の役割 (第7条)	第7条について 「子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう支援」との表記に関し、「遊び」の挿入を希望したい。具体的には「子どもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援」といった加筆をお願いしたい。	本条例では、子どもは荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、遊んだり、働いたりする人としております。 ご意見を踏まえ、次のとおり条文を修正します。 第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長のために重要な役割を持っていることを理解し、子どもが自分で考え、 <u>遊び</u> 、学び、活動することができるよう支援を行い、必要な支援を受けながら、子どもの権利が大切に守られるように努めます。 第2条 (略) (4)「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校等の、子どもが育ち、 <u>遊び</u> 、学んだり、活動したりするために利用する施設のことをいいます。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
93	育ち学ぶ施設の役割 (第7条)	第7条2項の「虐待、貧困等」に「いじめ」を加えてほしい。	本条例では、子どもは自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にすることとしております。 ご意見を踏まえ、次のとおり条文を修正します。 第7条(略) 2 育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、貧困、いじめ等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応します。	
94	育ち学ぶ施設の役割 (第7条)	第7条3項は「施設の管理者」だけでなく広く関係者が保護者・区民と協力する必要があるため、「育ち学ぶ施設の関係者」としてほしい。	ご意見を踏まえ、次のとおり条文を修正します。 3 育ち学ぶ施設の関係者は、保護者及び区民に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報の提供を行い、相互に協力しながら施設を運営するように努めます。	
95	育ち学ぶ施設の役割 (第7条)	この条例の文言からは、子どもの権利を守る主体はあくまで「区」であり、「保護者」、「区民」、「育ち学ぶ施設」は「区」が子どもの権利を守れるようサポートないし監視を行うのが役割であるというように読めるが、そうした認識でよいのか。この条例が区の行動を規定するためのものということであればそれで良いのだと思うが、本来は努力規定であっても「保護者」、「区民」、「育ち学ぶ施設」のそれぞれも子どもの権利を守る主体として規定されるべきだと考える。	ご意見にもある通り、「区」は主体的に子どもの権利を守れるようサポート等を行うのが役割であると考えています。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
96	区の役割 (第8条)	権利を適切に行使するには、広く区民の理解が必要不可欠であると思うが、素案の「第8条2」の記載はいささか曖昧で実行力に欠ける印象である。特に直接子どもの権利との関係が希薄で理解をいただくことが難しいように思える区民に対して、どの程度、どのように理解を促すかの方向性を示した方がよいと考える。	条例の内容についての周知・啓発が十分に行われるよう、議会としても取組んでまいります。	
97	区の役割 (第8条)	第7条(3)、及び第8条(2)(3)について これらの条項は「育ち学ぶ施設の役割」と「区の役割」に一環として保護者に対する啓蒙活動に言及している箇所である。ただ、第5条において、保護者に対し、子育ての第一義的責任を有することを規定していることを踏まえると、保護者がその責任を遂行するために必要な支援、例えば「子育て支援」等について、「育ち学ぶ施設」と「区」がその役割を担うことも明記してほしい。	保護者に対する支援については、第7条第3項「育ち学ぶ施設の運営等」の中に、また第8条第1項「子どもが安心して暮らすことのできるまちづくり」の中に、それぞれ「子育て支援」等を含んでいます。	
98	区の役割 (第8条)	区が子どもの権利保障のために医療機関と連携することを追記してほしい。 【追記・修正例】 第8条4 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設及び心身の健康に係わる医療機関と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。	医療機関だけでなく様々な関係機関と連携する必要があります。ご意見を踏まえ、次のとおり条文を修正します。 第8条 (中略) 4 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、 <u>育ち学ぶ施設及び関係機関等</u> と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
99	区の役割 (第8条)	「必要な支援」「体制の整備」「必要な財政上の取組」が何を指すのかが、曖昧である。「理解してもらうように」定期的に学校などに赴き、説明会や意見交換の場を設ける、「体制の整備」として街なかの居場所づくりを後押しする、「財政上の取組」として子ども食堂や子どもの居場所などの運営者に対して運営支援を進めるなど、もう一步具体的な文言を入れるべきと考える。	いただいたご意見は、今後の施策等の参考とさせていただきます。	
100	区の役割 (第8条)	第8条の本文に「取組」の文字が4ヶ所、第10条に2ヶ所、計6ヶ所ありますが、正しくは「取組み」ではありませんか。 内閣府訓令第1号「公用文における漢字使用等について」によると、公用文においては (1) 活用のある語は「取り組み」 (2) 活用のない語は間の仮名文字を省いて「取組み」が正しくなります。 相撲の「取組」のみは慣用が固定している。	本条例では荒川区公文規程により「取組」の文言を使用しています。	
101	区の役割 (第8条)	第8条の5・・・一つの文章に「取組み」が2か所あるので変だと思えます。	ご意見を踏まえ、次のとおり条文を修正します。 第8条(略) 5 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
 提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
 既に盛り込んでいる
 意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
102	子どもの意見等の表明および参加(第9条)	無作為に区民(子ども含む)から一定数選定し、意見交換の場に招待するという手法などを参考に、実効性のある取組を期待する。	いただいたご意見は、今後の施策等の参考とさせていただきます。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
 提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
 既に盛り込んでいる
 意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
103	子どもの権利を守るための取組 (第10条)	第10条に「不利益」という言葉が唐突に出てくるが、具体的に何を想定しているのかわかりにくい。「権利」については明確になってると思うので、「不利益」の定義を明確にしたほうが良いと思う。	「不利益」について具体的な内容は条文に明記していませんが、暴力、虐待、搾取、有害な労働、差別、偏見など、権利が守られていなかったり、大切にされていない様々な状態全般を想定しております。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
104	条文の追加	条例を定期的に見直すことを組み込んでほしい。	条例の見直しについては、他の条例と同様に、施行後の状況により必要に応じて検討していくことを想定しており、あえて規定には入れておりません。	
105	条文の追加	この条例では大人と子どもとの関係性に着目しているが、子ども同士の関係性における子どもの義務(役割)も明記してはどうか。義務を背負ってこそ権利を主張できるというメッセージを子どもに伝えることも教育上良いと考える。	第4条第2項において「子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。」として、子ども同士の権利について記載しています。 また、いただいたご意見を踏まえ、子ども同士の関係性の中でも発生が懸念される「いじめ」について7条に記載をしました。	
106	条文の追加	子どもの権利条約に記載があるように、「児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条例に定める権利を尊重し、及び確保する」という記載が必要と考える。	いただいたご意見の趣旨は、前文や第3条、第4条の内容に含まれています。	
107	条文の追加	子どもの権利に関する行動計画の策定と実態の検証を行う組織作りを具体的に明記することにより、実効性を生む条例になると考える。具体的に明記してほしい。	いただいたご意見の趣旨は第10条(子どもの権利を守るための取組)に含まれています。	
108	条文の追加	子どもの権利が侵害された際に救済を行うための子どもの権利擁護委員制度や行動計画の策定、保障状況の検証を行う組織づくりなど、具体的な仕組みづくりを条例に明記してほしい。	個別の取組については別途検討が進められるよう、議会として働きかけてまいります。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
109	条文の追加	<p>子どもの権利を保障するための区の環境整備の責務、整備すべき環境等について示すとともに、環境整備活動を行う区民への支援について定めてほしい。</p> <p>【追記例】 (環境等の整備) 第9条 区は、子どもの権利を保障するために、特に以下に定める環境等を整備し、充実させるものとします。 (1) 生命や身体が守られる環境 (2) 安全な食生活の環境 (3) 学ぶ意欲を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるような環境 (4) 安心して休み、伸び伸びと遊び育つことができる環境 (5) 文化や芸術に触れ、その担い手となれるような機会 (6) 多様な子どもや大人と接し、信頼関係を築くことのできるような環境 (7) 権利を行使するために子どもが支援を求めることのできる仕組みや環境</p> <p>2 区は、以上のような環境の整備に該当する、「居場所づくり」をはじめとする自主的な活動を行う区民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めます。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨は第10条(子どもの権利を守るための取組)に含まれています。</p> <p>個別の取り組みについては別途検討が進められるよう、議会として働きかけてまいります。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
110	条文の追加	<p>子どもの個別の必要に応じて支援を行う規定を追記してほしい。</p> <p>【追記例】 (子どもの個別の必要に応じた支援) 第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができます。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けず、違いが尊重される中で共生できること。</p> <p>(2) 障がいのある子どもが、尊厳を持ち、社会への積極的な参加が図られること。</p> <p>(3) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。</p> <p>2 区は、上に掲げる権利を保障するため、特別な支援や配慮を要する子ども及び社会的養育を必要とする子どもへの施策をはじめ、多面的な支援に努めます。</p> <p>全ての記載が難しい場合の代替案 (子どもの個別の必要に応じた支援) 第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができます。 2(上述の案と同じ)</p>	<p>現在、子ども家庭総合センターを中心に、子どもに対し必要に応じた支援を行っています。</p> <p>いただいたご意見の趣旨は第5条から第8条のそれぞれの役割の中に含まれています。</p> <p>今後、具体的な取組について検討が行われるとともに、引き続き、子どもに寄りそった支援が行われるよう、議会として働きかけてまいります。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
111	条文の追加	<p>荒川区子ども人権オンブズパーソンを設立し、相談及び救済を区民等が行えることを追記してほしい。</p> <p>【追記例】</p> <p>第13条 子どもが人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを行えるよう本区に荒川区子ども人権オンブズパーソンを置く。</p> <p>2 荒川区子ども人権オンブズパーソンは、区民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>3 子どもに対して不当な活動があった場合、区民等は（区の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他区に関係ある者として規則で定める者をいう）子どもの人権について荒川区子ども人権オンブズパーソンに相談及び救済の申立てをすることができる。</p> <p>4 区は、荒川区子ども人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、子ども家庭総合センター又はあらかわ子ども応援ネットワーク所属団体等の子どもに関連した機関及び団体との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。</p> <p>5 本条4項による相談は、受動型相談だけでなく、荒川区子ども人権オンブズパーソンから問題を見つける発見型相談も含む。</p>	<p>具体的な権利侵害の相談・救済については、第10条において「区は（中略）子どもの権利を守るための体制づくりその他の必要な取組を行う」としており、いただいたご意見を踏まえ、具体的な取組について検討が行われるよう、議会として働きかけてまいります。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
112	条文の追加	<p>区が国や東京都に協力を求める規定を追記してほしい。</p> <p>【追記・修正例】 (国、自治体との協力)</p> <p>第14条 区は、子どもの権利を保障する政策を実施するため、国や東京都などに協力を求めています。</p>	<p>区としては、国や東京都と協力しながら、子どもの権利擁護を推進して行くものと考えており、いただいたご意見を踏まえ次のとおり条文を修正します。</p> <p>第8条(区の役割) (中略)</p> <p>4 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、<u>育ち学ぶ施設及び関係機関等</u>と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。</p>	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
113	施策への提言等	区立幼稚園の入園にあたり、3歳児クラスは7名以下でも編成すべきであり、権利条約を活かす自治体の責任であると考える。	いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	
114	施策への提言等	荒川区若者相談「わか」の趣旨はわかるが、現状の窓口対応時間では就職している若者などはほとんど利用できない。開設が拙速だったのではないか。		
115	施策への提言等	子ども自身の選択権や保護者の意向など含め、すべての子どもが平等にどこの場所においても学ぶ権利がある。子どもの平等から考えると、一部の学校を認めず、幼保・高校含む無償化はずしはおかしなことである。		
116	施策への提言等	ハートフル事業について、日本語の補助として学習期間を設けているが、高校進学率は日本人より低く、入学しても中途退学が多い状況である。十分な援助が必要にも関わらず、支援が行き届いていない。		
117	施策への提言等	特別な支援が必要な子どもの入園先について、公立幼稚園の5園を少人数だから廃園にするという効率性を考えた行政主体の考え方は、子どもの権利条約の理念に反すると考える。		
118	施策への提言等	施設があるべき姿や問題の起因となる様なプランの洗い出しなど、ソフトと連携したハード面のサポートができれば、より好ましい環境づくりができると考える。 条文を補完する規則等に盛り込むのは適当でないかもしれないが、こうした面からの視点も必要なのではないかと思う。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
119	施策への提言等	子供が学びたい事を学べる権利がほしい。公立学校の子供達にとっては普通に行っていることでも、朝鮮学校の子供達がやれていない事が沢山ある。区の支援が必要である。	<p>いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。</p>	
120	施策への提言等	<p>区にはこの条例の施行に合わせて公立学校に準じる内容で朝鮮学校に対する支援をお願いしたい。</p> <p>朝鮮学校に対する経済的支援を拡充し、在日朝鮮人の子供が朝鮮学校に通える環境を整えることこそが、彼らにとっての「最もよいこと」なのだと確信している。日本人の子供たちも朝鮮学校に通う子供たちも、同じ荒川区に住む子供として分け隔てなく守ってほしい。</p>		
121	施策への提言等	朝鮮学校の子供たちも日本の学校の子供たちと同じように教育を受ける権利があるが、支援を受けなければできないことがあまりにもたくさんある。子供たちがより良い環境でより良い教育を受けられるよう支援し、守ってほしい。		
122	施策への提言等	この多様性のある生き方が重要視される現在、親は日本で一生懸命働き、日本の方々と協力し合いながら生活もしている。朝鮮幼稚園に通う子供達に日本の子供達と同じ環境で学ばせれる権利をしっかりと確保したいと思っている。これからも、荒川区で子育てをしていく中で子供達に援助や支援をお願いしたい。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
 提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
 既に盛り込んでいる
 意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
123	施策への提言等	朝鮮学校が、日本の学校のようにもう少し設備が整えばと思う。区の支援により子供がより良い環境で伸び伸びと生活できるのであれば、それこそ、「すべてのこどもに最も良いこと」だと思う。	いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	
124	施策への提言等	すべての子どもの権利を保障するとともに、最善の利益を優先し、差別や偏見を受けずに尊重され、健やかな健康のための支援が行われる権利を朝鮮学校の子どもたちにも望む。		
125	施策への提言等	朝鮮学校に通い、アイデンティティを学んでこそ自分を大切に、他者に対しても理解し、分かり合えるのだと思うが、今の日本ではこのアイデンティティを学ぶ権利が奪われている。すべての「子ども」の権利を保障するとともに、最善の利益を優先し、差別や偏見を受けずに尊重され、健やかな健康のための支援が行われる権利を主張できるよう、朝鮮学校へも日本の公立学校と同等の支援をしてほしい。		
126	施策への提言等	公立校ではない朝鮮学校には入学前相談を通じた様々な支援の仕組みがないが、東京朝鮮第一はたんぽぽセンターや区役所とも距離が近い利点なども活かし、希望するご家庭に公立校と同じような支援を行うことができないだろうか。		
127	施策への提言等	朝鮮学校も子ども達が学び育つ大切な場であるが、日本の学校と違い受けられない支援があまりにも多すぎる。日本の学校と同等の支援を望む。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
128	施策への提言等	素案にあるように朝鮮学校も「育ち学ぶ施設」としての環境を整え、「必要な支援を受けながら」学校に通わせることができるように尽力してほしい。今まで差別を受けて来た朝鮮学校に通う子どもたちが除外されないよう、条例にその点を明確に記入する必要があることを切に訴えたい。	いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	
129	施策への提言等	条例は全ての子ども達がこの荒川という平和で暖かい地域で幸せに育っていける素晴らしい環境を作ってくれるものだと思うているが、現状では朝鮮幼稚園に対する援助がない。 国籍、文化の違いなど関係ない暖かい町になる事を祈っている。		
130	施策への提言等	朝鮮学校に通う子供達は、国や自治体からの補助がない大変な環境であり、先生方や父兄の負担は計り知れない。全ての子供達が同じように学べる環境を作れる様、公立校並みの補助や助成金を支給してほしい。国籍や信条などで差別されるべきではない。		
131	施策への提言等	全ての子供達が同じように学べる環境を作れる様、公立校並みの補助や助成金を支給してほしい。国籍や信条などで差別されるべきではない。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
 提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
 既に盛り込んでいる
 意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
132	施策への 提言等	<p>子どもは誰もが育ち学ぶ権利を持っているが、朝鮮学校、幼稚班に通う子ども達は補助が受けられない状況で教育環境の設備や教育資材など日本の公立学校では当たり前になっている環境を整えられずに保護者達が負担を負っている。子どもたちを公立学校と同じ様な環境で学ばせてあげたいと切実に願う。</p> <p>国籍や人種を問わず、全ての子どもが権利の主体として尊重される社会になって行くことを心より願っている。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。</p>	
133	施策への 提言等	<p>朝鮮学校というだけで差別を受けていることに対して、とても憤りを感じている。補助金が無い学校運営にも限界があり、子供の教育にも、家庭にも影響がある。日本で生きていく子供達のためにも、支援の協力を要望する。</p>		
134	施策への 提言等	<p>条例の目的、基本理念、子どもの権利を守るための取組まで大変素晴らしい内容だと思う。荒川区に生まれ行政からさまざまな支援を受けながら子ども達は成長し大人になるが、現実には朝鮮幼稚班、朝鮮学校に子供を通園通学させると行政からのさまざまなサポートが途切れてしまう。この条例が朝鮮学校に通う子供たちの置かれた状況を一つでも改善し区の施策として実現されることを切に望む。</p>		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
135	施策への提言等	条例の「荒川区の子供」の中に、朝鮮学校に通う子供達もしっかり入れてほしい。同じ日本で生まれ日本で育ち、これからは日本で生活していくであろう子供達に、公立学校と遜色ない教育を受けさせるために支援をお願いしたい。	いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	
136	施策への提言等	素案は前文、目的、基本理念、どれも全て素晴らしいものだと思う。この条例通り施行されるとするならば、是非一度朝鮮学校に足を運び、沢山の差別の現状を直接見て聞いてほしい。都内で2番目に在日韓国朝鮮人の人口が多い荒川区ならではの、平等で適切な援助、支援をお願いしたい。		
137	施策への提言等	多様性が重要視される現在において「朝鮮学校」というだけで、日本の学校のような支援や援助が満足に行われておらず、保護者の経済的負担がとても大きくなっている。 幼稚園や学校はとても重要な存在であり、そこで学ぶ事は当然の権利である。これからも、子供達にとって平等で適切な援助、支援をお願いしたい。		
138	施策への提言等	朝鮮学校は、教職員や生徒に何らかの「我慢」をさせることで運営を成り立たせている状況である。 この条例の目的は、そもそも「当たり前のこと」であり、もし区がこのような状況を問題として捉えてくれるのなら、朝鮮学校にも区立の小学校と同等の支援をお願いしたい。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
139	施策への提言等	子どもたちにとってはなくてはならない教育に、差別があってはならず、この条例は素晴らしい。朝鮮学校の保護者にとっても学校にとっても経済的にも補助金がカットされ学校運営もギリギリである。無償化や補助金など、様々な差別無くしてほしい。	いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	
140	施策への提言等	とても素晴らしい条例だと思う。ここに掲げられているように、全ての子供達に自由に選ぶ権利を与えてほしい。朝鮮学校も補助金制度の対象、そして幼保無償化の対象にするなど、教育費に対する支援を望む。経済的理由に関係なく朝鮮学校を選ぶ事が出来るように支援してほしい。そして、子供達に整った学習環境が与えられるよう、学校に対しての支援も考えてほしい。		
141	施策への提言等	朝鮮学校に通う子供達にも日本の学校に通う子供達と同じように平等に学ぶ権利を保障してほしい。そのためにも朝鮮学校への支援、援助を望む。差別や偏見のない素晴らしい社会をこの荒川区から見せてほしい。		
142	施策への提言等	朝鮮学校に通う子供達には日本の学校の子供達と同じく、学ぶ権利がある。朝鮮学校に補助金があれば、少しでも良い環境で学ぶことができる。現状はタブレットによる授業も保護者負担であり、子供達の為にも早急な対策を求める。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
143	施策への提言等	朝鮮学校の子供達は自分の歴史やルーツなどを学んでおり、それは朝鮮学校の子供達にとって「最もよいこと」である。荒川区はこの条例に則って、しっかり活動して欲しい。朝鮮学校の子供達が授業で使うものは公費でまかなってほしい。	いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	
144	施策への提言等	朝鮮学校の学生に対する国と地方自治体の助成は日本の学校と比べてとても少ない。荒川区で子供の権利を守るのであればそこに人種差別や、政治的な差別をしては当条例の趣旨に反するのではないか？地域に住む子供たち皆が分け隔てなく学び成長することのできる地域社会づくりを荒川区が率先して推し進めることを願う。		
145	施策への提言等	朝鮮学校においても学校の授業で使う物は公費でまかなってほしい。		
146	施策への提言等	タブレットPCの一人一台制の導入について、朝鮮学校に通う子どもは対象外のため保護者が各家庭で購入するので経済的負担がとても大きい。 子どもが適切な教育を受け、育つ権利の保証として外国人学校の学校ネットワーク環境、機材備品の補充を求める。		
147	施策への提言等	荒川区では全校にタブレットPCの活用時における一人1台制を導入したが、朝鮮学校に通う子どもは対象外のため保護者が各家庭で購入するので経済的負担がとても大きい。子どもが適切な教育を受け、育つ権利の保証として外国人学校の学校ネットワーク環境、機材備品の補充を求める。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
148	施策への提言等	荒川区では全校にタブレットPCの活用時における一人1台制を導入したが、朝鮮学校に通う子どもは対象外のため保護者が各家庭で購入するので経済的負担がとても大きい。子どもが適切な教育を受け、育つ権利の保証として外国人学校の学校ネットワーク環境、機材備品の補充を求む。	いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	
149	施策への提言等	朝鮮学校では、学校で使うマスクや消毒液、感染対策に必要なものを購入する費用も全て保護者が負担している。子供の生きる権利として保健衛生用品、保健備品費、健診などの業務委託等に係る経費の補助を求める。		
150	施策への提言等	外国人学校における保健衛生の改善を求める。朝鮮学校は、学校保健安全法の適用外という扱いで、児童生徒等の傷害保険加入費用は保護者が全額負担しているという状況である。保健衛生環境が整わないことは「こどもの健康に生きる権利」が保証されていないと考える。		
151	施策への提言等	朝鮮学校に通う子どもたちも日本の未来を担う「子ども」の一人であり、朝鮮学校に通っているという理由だけで、日本の子どものような学校環境(保健衛生環境)の蚊帳の外に置かれることが正当化できるとは到底思えない。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
152	施策への提言等	朝鮮学校が高校無償化の対象外となっていることや学校運営のための補助金がないため、経済負担により朝鮮学校に通わせる事ができない方々が少なくはない。すべての子供の権利は平等であるべきで、子供の笑顔のため、未来のため、よりよい環境を作ってほしい。	いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	
153	施策への提言等	朝鮮幼稚園や朝鮮学校が無償化対象除外となり、学校運営のための補助金なども無いため、朝鮮学校に通いたくとも経済的な理由により諦める子ども達も多々いる。大人たちが、他国の歴史や民族を受け入れ尊重し、国籍を問わず日本に住むすべての「子ども」たちの真の幸せを考えることによって、外国人の学校にも、もっと沢山の保障や支援が出来るのではないかと考える。		
154	施策への提言等	朝鮮学校の幼稚園が無償化から外されることがないように、朝鮮学校に通う権利が経済的な理由で守られないような状況がないように、助成金が切られることがないように、全ての子供達が守られるように条例を施行されることを望む。		
155	施策への提言等	日本の幼児教育を受けている子ども達と同じ状況にも関わらず、朝鮮学校の無償化を受けられない理由が知りたい。差別としか思えない。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
156	施策への提言等	条例は素晴らしいが、有名無実、形骸化されないかということが心配である。行政による差別容認とも取れる高校無償化の朝鮮学校外し、幼保無償化の朝鮮幼稚園外しなど、荒川区が率先して本当の多様化を実現するお手本となることを強く要望する。		
157	施策への提言等	心打たれる、とても素晴らしい条例だと思った。私立外国人学校への補助金が朝鮮学校だけ排除された事に対し、とても矛盾を感じながら生活している。世界中の子供達、人々は、みな同じ権利を持っており、みな明るい未来を歩んでほしい。この条例に則い、荒川区が他の区の先導を切って活動欲しい。	いただいたご意見は今後の施策等の参考とさせていただきます。	

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
158	要望・希望	政治の役目は何よりもまず、批判者や少数者との対話にあると考える。多数派に迎合するのではなく、民主主義の本質に立ち返るよう、朝鮮学校があり外国人が多く居住する荒川区が、その先頭に立ってほしい。優遇を願うのではなく、平等に学ぶ権利が欲しいだけである。	条例制定を契機として、子どもの権利に関する理解や認識を広げ、子どもの夢や希望をはぐくみ笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、議会としても取り組んでまいります。	
159	要望・希望	朝鮮幼稚園や朝鮮学校は高校無償化の対象除外や学校運営のための補助金などが無いため、経済的な理由により入学、入園を諦める子ども達もいる。 この条例により、国籍や学校を問わず子供たちに平等な学びの権利が与えられるよう期待する。		
160	要望・希望	朝鮮学校にも日本学校と同等の育ち学ぶ施設と認め、すべての子供が差別や偏見を受けずに学べる権利が大切に守られることを強く願う。		
161	要望・希望	この条例によって、朝鮮学校に通う子供達に学びたい事を学べる権利を与えてくれることを願っている。		
162	要望・希望	子ども達の学ぶ権利を奪う事なく、朝鮮学校の子供達にも日本学校に通う子供達と分け隔てなく同等の権利を与えることを切に願う。		
163	要望・希望	子ども達の学ぶ権利を奪う事なく、朝鮮学校の子供達にも日本学校に通う子供達と分け隔てなく同等の権利を与えることを切に願う。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
164	要望・希望	条例は素晴らしい内容だと思った。区には日本人の子供だけではなく、在日朝鮮人の子供にとっての「最もよいこと」とは何なのかを考え、彼らが心無い人達からの差別や偏見で傷付くことがないように守ってほしい。		
165	要望・希望	朝鮮人、朝鮮学校というだけで、昔から沢山の差別を受けてきたが、子どもたちには何の罪もなければ自由に学ぶ権利があり、尊重されるべき大切な存在である。区議会に届いているたくさんの意見の一つ一つをしっかりと読んでいただき、お互いが尊重し合いながら、差別のない世界を作っていきたい。		
166	要望・希望	自分の祖国の言葉や歴史、文化、風習などを学びアイデンティティを育むことは、全世界の子供達にとって当たり前のものである。学びの場である学校・幼稚園で、金銭面で差別するのはとても悲しい事だが、金銭面で朝鮮学校に通えない子供達もいる。「すべての子供にとって最もよいこと」を区が掲げるなら、大人たちが、差別や偏見をなくすべきである。	条例制定を契機として、子どもの権利に関する理解や認識を広げ、子どもの夢や希望をはぐくみ笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、議会としても取り組んでまいります。	
167	要望・希望	条例の内容が素晴らしく、是非、制定して実効してほしい。荒川区には、歴史的に在日朝鮮・韓国人が多数居住し、最近はその外国人も多くなっている。同じ地域に住んでいながら差別がある事は間違っており、この条例が、差別のない明るい未来を担保する礎になると思う。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
168	要望・希望	国対国の問題に子供達を巻き込まないでほしい。私達1人1人が正しく物事を判断することが今、この世の中を蔓延っている差別とヘイト、そして争いから抜け出す道だと思う。		
169	要望・希望	素晴らしいこの条例に沿って、荒川区が率先となって素敵社会を作り上げて欲しいと切う。「すべての子供にとって最もよいことを」は、シンプルで当たり前の事である。この条例に基づき全ての子ども達を守ってほしい。		
170	要望・希望	子供たちにとって「最も良いこと」は、誰一人差別や偏見を受けず、尊重され、自由に学ぶことであるが、朝鮮学校の子供たちにとっては「最もよいこと」が適応されていないのが今の現実である。 荒川区は条例をもとに、子供の権利が侵害されることのない社会を実現させてほしい。	条例制定を契機として、子どもの権利に関する理解や認識を広げ、子どもの夢や希望をはぐくみ笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、議会としても取り組んでまいります。	
171	要望・希望	朝鮮学校は、自分に自信をもって強く生きていくために、日本学校と同様に必要のある学校だと感じている。子供たちに通いやすい、過ごしやすい学校生活を送らせてあげるのも大人の責任である。未来ある子供達の将来が豊かな日本社会であって欲しいと願う。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
172	要望・希望	朝鮮幼稚園、朝鮮学校に通う子どもたちは、高校無償化対象除外や学校運営のための補助金なども無いため、各家庭への学費負担やその他子どもたちへの教育に関する金銭的な負担が多く、経済的な理由により入学、入園を諦める子ども達もいる。「すべての子供にとって最もよいこと」を区が掲げるなら、大人たちが、差別や偏見をなくすべきだと思う。	条例制定を契機として、子どもの権利に関する理解や認識を広げ、子どもの夢や希望をはぐくみ笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、議会としても取り組んでまいります。	
173	要望・希望	国や自治体が日本で生きていく在日朝鮮人の子供達のため、偏見のない社会を作るため、平等で適切な支援を求める。		
174	要望・希望	保護者の役割では「必要な支援を受けながら…」とあるが、朝鮮学校に通う子供たちへの支援はいまだになく、日本の学校に通う子供とは明らかに差別や偏見を受けている状態である。		
175	要望・希望	国や自治体からの支援がない朝鮮学校は運営もままならず、その負担をやむなく家庭に求めないといけない現状にある。日本が近くて遠い国にならないように、一歩ずつでも歩み寄ってほしい。		
176	要望・希望	2010年から私立外国人学校への補助金が朝鮮学校だけ排除されたが、とても矛盾を感じ、差別という言葉でしか表現できない。日本で生きて行く子供達のために、一歩ずつでも歩み寄ってほしい。		
177	要望・希望	朝鮮学校に対する補助金カットの問題は明らかなる人権侵害で、差別である。SDGsの時代に沿う荒川区であってほしいと思う。		

(仮称) 荒川区子どもの権利条例 素案に関するパブリック・コメント
提出された意見の概要とそれに対する区議会の考え方

条例案に反映する
既に盛り込んでいる
意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区議会の考え方	取扱
178	その他	条例第6条の内容を率先して行っていききたい。	条例の趣旨にご賛同いただき誠にありがとうございます。	
179	その他	内容が大変素晴らしく、当然施行されるべき事だと思う。特に第7条の部分に共感し、自分自身も順守していかなければと思った。		
180	その他	朝鮮幼稚園が幼保無償化除外となった際に、荒川区が率先して朝鮮幼稚園児に対する補助金の予算を捻出して支給してくれたことを、とても有難く思っている。これからも、すべての子どもたちにとって安心安全、幸せに暮らせる荒川区になってほしい。	感謝のお言葉をいただき誠にありがとうございます。 条例制定を契機として、子どもの健やかな成長を支えるよう、議会としても取り組んでまいります。	
181	その他	子どもたちの権利を条例とし、取り組む姿勢を示してくれた、荒川区の担当者全ての方々に敬意を表したい。全ての子どもが尊い生命を持つことを定義し、生きる権利を守ろうとする今回の取組が、必ずや成功し、荒川区が先駆者となっていただきたい。 また、条例を作成することに留まらず、「子どもの権利が大切に守られるように努めて」いただきたい。		
182	その他	第4条にもあるように、医療費無償化など外国籍の子どもも含めた子ども達の健康生活を守る制度を区では整えていただいております。安心して病院に子供を連れていけることを日々感謝している。		